

う。

- (10) 憲章第 15 条第 1 項の権利を主張する者は、文脈上の要素への言及を通じて、目的に適った意味で、彼や彼女の平等権の侵害を立証する責任を負うが、必ずしも原告が、人間の尊厳や自由の侵害を示すための証拠を提示しなければならないというわけではない。しばしば、異なる扱いが、列挙されたり類似の根拠に基づくが、これは、区別が、当該規定の意味の中で差別的であるということは、法的意味と、合理的な理由を基礎とする証拠であるだろうという意味で、憲章第 15 条第 1 項の侵害を見出すのに十分であるだろう。
- [12] これらの指針が本件に適用される場合、訴えが成功しない 2 つの主な理由があるということが明白になる。
- [13] 第 1 に挙げられるのは、議会は、ブリティッシュ・コロンビア州の労災委員会 (WCB) と、他の 9 つの州と 3 つの準州の類似の組織は、恒常的な障害に苦しむすべての者に最初の給付が行われるまでの期間を必ず求めなければならないと予見すべきであった (*was obliged to foresee*) という仮定である。私は、そうした支払いの遅れが明らかにされる所得税法の上訴における 3 つの決定の基礎に基づき、この法的な知らせをとるよう求められる。以下は、委員会のウェブサイトからの抜粋である。
業務に関連した傷害や障害が、恒久的な障害になったという証拠があるなら、あなたは、恒久的障害給付の裁定を受けるでしょう。その額は、あなたの体の機能の損失に基づいて行われるでしょう。あなたの職業と障害の組合せが非常にまれであり、職場の裁定が適切に保障されないと委員会が裁定したら、与えられる所得の損失が支払われ得るでしょう。
- [14] これは、公然かつ明白な事実でも、疑問の余地を越える根拠を使った、即座の厳密な証明が可能な事実でもない。事実、その問題は上訴人に、障害の請求人に最初の支払いが行われた際の遅延年数が、単にありふれたものではないということだけでなく、避けがたいものであったということを立証するよう要求するので、私は次のように結論する。それは、単に、提出された証拠に基づいて証明されていないという事実によるだけでなく、証明が不可能であるという事実による、と。13 の管轄域にある業務関連障害補償を管理運営する機関が、恒久的な障害を負った申請者の手に、本件よりもずっと迅速に補償金を渡す方法を考案することが難しくないだろうと認識することは、ほとんど考えられない。本件における反対の効果の差別を見つけることを支持するよう求められるような、法的な観念を飛躍させる用意は私にはない。私は、非常に遅れ、その結果、比較的多額の給付が行われたことが、2003 年に OAS 給付を受け取り、保持する原告の権利に与えた反対の効果に共感しない。しかしながらこれは、彼女の申請を扱う委員会による遅延に起因する。その遅延に寄与する差別があるかどうかは、もちろん、ブリティッシュ・コロンビア州の裁判所でのみ判決され得る問題である。
- [15] Canada v. Lesiuk 事件判決で、Létourneau 判事は、全員に一致で次のように述べた。
適切な統計データなしで、比較グループと比べて雇用保険給付を申請する時間を制限

されたために、被上訴人のグループが、実質的に異なる取扱いに苦しんでいるというような、被上訴人が裁判所に行うように求めている類の比較を行うことは、不確かであるだろう。

同じことが、本件についても言える。

[16] 原告の憲章の議論の別の誤った推論は、111,000 ドル（約 1,166 万円）をいくらか超えて受け取った年に OAS 給付を彼女から奪うことは、人として、また、カナダ社会の一員として、彼女により少ない価値でしか報いないことになるという推測である。私はむしろ、正反対のことが正しくなるのではないかと考える。すなわち、彼女は、2003 年の他の所得が 90,000 ドルより多かったので、この社会給付立法（social benefit legislation）によって提供された財政的支援を必要としなかったのだと。もっともその所得の多くは、これまでの年に属していたのであるけれども。

[17] 憲章第 7 条に関する原告の主張は、意味がない。原告の福祉が、遡及的な支払いという税の取扱いによって、経済的なことを除いて、脅かされたという証左は、本件において見当たらない。憲章第 7 条が純粹に経済的な利益を保護しないということは、確立している。 カナダ権利章典に基づく議論は、まったく絶望的である。(a)条は、次のことを保護する。

財産を享受する個人の権利…その権利は、法の適正手続きによる場合を除き、奪われない。

本件の原告が、財産権を奪われるというかぎり、それは法の適正手続きによって明白である。所得税法第 180.2 条は、議会によって制定された。彼女は、議会によって制定された権限行使した大臣によって裁定された。彼女は、この裁判所に法定の上訴権行使している。さらなる上訴の権利も、彼女に適用される。

[18] 1999 年から 2002 年までの上訴は却下する。2003 年についての上訴は棄却する。

(4) キーリング事件判決 (*Estate of Charles R. H. Kieling v. Minister of National Revenue*, 2006 TCC 222)

【事実の概要】

[4] チャールズ・キーリングは、2002 年に死亡し、兄弟のルドルフ・キーリングが遺言執行者に指定された。チャールズの所得税申請後、ルドルフは、185,000 ドル（約 1,940 万円）の課税対象資本利得をチャールズの 2002 課税年度に含めるための申請を行った。その結果、チャールズは、OAS のクローバック制度の適用を受けた。原告は、クローバック制度は、章典第 1(a)条に反すると主張し、訴えを提起した。2006 年 4 月 10 日、カナダ租税裁判所は、原告の訴えを棄却した。

【理由】

[5] 遺言執行者は、所得 “だと考えられるもの” は、所得ではなく、実際、チャールズは、2002 年に生きていたときに何の所得の増加もなかったと主張した。さらに、彼は、チャールズは、章典第 1(a)条に規定されているように “財産を享受する権利…法の適正手続きによる場合を除き、その権利は奪われない。” という権限があったと主張した。

[6] 裁判所の考えでは、“被告の書面陳述”は正しく、原告の議論は根拠がない。裁判所は、“被告の書面陳述”と、Attorney General of Canada v. Joseph Patrick Authoron 事件判決でカナダ最高裁判所が採用した原則を採用する。

章典第 1(a)条は、明白な立法の議決による所有権取り上げ (the expropriation) に
対して保護を行わない。たとえあるとしても、いかなる他の実態的な保護が章典第 1(a)条の財産の保護によって与えられるかを今正確に決める必要はない。

章典第 1(a)条は、それが可決された 1960 年に存在した権利だけを保護する。その時点で、もしそれがその意図を明確にしたなら、議会が財産を取り上げる権利を持ったことは、今日そうであるように、明白だった。

[7] 同様に、所得税法第 180.2 条は明白であり、所得税法第 I.2 章は、正しく裁定されている。結果として、上訴は棄却される。

4. 考察

(1) OAS へのクローバック制度適用をめぐるカナダの裁判例と学説の状況

税方式をとっているカナダの基礎年金には、1989 課税年度からクローバック制度が導入された。これは、18 歳以降 10 年以上カナダに居住した 65 歳以上のカナダ国民等には、老齢保障法 (OAS 法) により OAS が支給されるが、所得税法第 I.2 章「OAS 納付に関する税」により、調整前の純所得が基準額を上回ると、受給した OAS の金額を上限として、基準額の超過額の 15% を払い戻さなければならないというものだった。

本稿では、クローバック制度について、裁判例を 4 件検討した²⁰。そこで訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章（1982 年憲法法第 1 章。以下、「憲章」という。）第 15 条第 1 項、同第 7 条、カナダ権利章典（以下、「章典」という。）第 1(a) 条の 3 つである。前者は、現行のカナダ憲法の一部であるが²¹、後者は、憲法ではなく一般の連邦法律である〔中村 2006, p.82.〕。

①権利および自由に関するカナダ憲章（1982 年憲法法第 1 章）第 7 条の解釈

憲章第 7 条を根拠に挙げたのは、3 番目のアリブハイ事件だけであり、同判決は、「純粋に経済的な利益を保護しないということは、確立している。」と判示した。

学説においても、同条の保護は、財産を含まず、経済的利益に関する権利・義務の決定を含まない「生命、自由および身体の安全」に限定される、と解されている〔Hogg 2007, p.368.〕。

②カナダ権利章典第 1(a) 条の解釈

章典第 1(a)条を根拠に挙げたのは、3 番目のアリブハイ事件と 4 番目のキーリング事件

²⁰ いずれも下級審の裁判例であるが、*Canadian Abridgment* のクローバックの項に掲載されており、クローバック制度について論じる場合に参照すべき裁判例だと言える。

²¹ 1982 年憲法法第 52 条は、第 1 項で、カナダ憲法がカナダ連邦の最高法規であり、憲法の規定に反するいかなる法規も、その抵触する範囲において効力を有しないと規定した上で、第 2 項で、カナダ憲法が、(a)1982 年憲法法を含む 1982 年カナダ法、(b)1982 年憲法法別表第 3 様に掲げられた法令（1867 憲法法等）、(c)(a)または(b)に掲げられた法律または命令の改正の 3 つからなると規定している。

の 2 つだが、キーリング事件判決では、「章典第 1(a)条は、明白な立法の議決による所有権取り上げ (the expropriation) に対して保護を行わない。」、「章典は、それが可決された 1960 年に存在した権利だけを保護する。」と判示された。

章典第 1(a)条は、「生命、自由および身体の安全」だけでなく「財産」をも保護の対象に含めており、憲章第 7 条よりも範囲が広い。また、憲章第 7 条と異なり、「法の適正手続きによる場合」には、例外的に列挙した権利が奪われ得ることを明記している。章典は、憲章との重複が多く、1982 年憲法法第 1 章に憲章が含まれるようになった 1982 年以降、その重要性の大部分を失ったとされるが、憲章と重複しない箇所が 2 箇所あり（そのうちの 1 つが章典第 1(a)条の適正手続き条項）、その部分については法的意義を有し続いているとされる [Hogg2007,p.16.]。しかし、章典が施行された 1960 年から、憲章が 1982 年憲法法第 1 章に含まれるようになった 1982 年までの 22 年の間も、最高裁判所は章典違反を理由にして法律を無効とすることに消極的であり、ドリボーンズ事件判決 ([1970] S.C.R.282) がその唯一のものだったとされる [Ibid.,pp.24-25.]。これは、章典が 1 つの法律にすぎず、議会の優越を制限する効果を持つ司法判断を行うための明確な憲法上の権限を反映していないためだとされる [Ibid.]。「章典第 1(a)条は、明白な立法の議決による所有権取り上げ (the expropriation) に対して保護を行わない。」というキーリング事件判決の判示は、こうした考え方へ則ったものだと解される。

他方、「章典は、それが可決された 1960 年に存在した権利だけを保護する。」というキーリング事件判決のもう一つの判示が学説においても妥当であると考えられているかについては、検討した学術書からは読み取れなかった。

③権利および自由に関するカナダ憲章（1982 年憲法法第 1 章）第 15 条第 1 項の解釈

最も問題になったのは、クローバック制度が憲章第 15 条第 1 項の法の下の平等に反するかどうかということで、1 番目のランセイ事件、2 番目のスペンス事件、3 番目のアリブハイ事件でこの点が争われた。2 番目のスペンス事件判決は、「所得税法第 I.2 章で行われた差別は、個人の特徴に基づく差別ではないということである。それは、憲章第 15 条第 1 項の問題にはならない、経済的理由に基づく差別である。」と判示したトムソン事件と同じ立場を取った。また、3 番目のアリブハイ事件判決は、所得税法「第 180.2 条は、納税者の純所得の基準にのみ基づいて、納税者の差別を行って」おり、「その基準に基づく納税者の差別は、明らかに、憲章第 15 条の問題ではない。」と判示した。

これらで問題になったのは区別の基準が何かということであり、すべて、「所得水準」による区別だから²²、「憲章第 15 条（第 1 項）の問題にはならない。」と結論している。

差異が憲章第 15 条（第 1 項）の問題となるのは、同条で列挙された事項（人種、出身国もしくは出身民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢または精神的もしくは肉体的障害）のほかには、今のところ①公民の身分 (citizenship)、②婚姻関係の有無、③性的指向の 3 つだけだとされている [Hogg2007,pp.625-627.]。所得水準による区別が同条の問題にならないということは、通説に沿った考え方だと言える。

²² 「基準は所得水準であり、年齢ではない」（ランセイ事件）、「家族の状態」といった「個人の特徴に基づく差別ではなく」、「所得水準に基づいて納税者を区別している」（スペンス事件）、「納税者の純所得の基準にのみ基づいて、納税者の差別を行っている。」（アリブハイ事件）。

アリブハイ事件判決は、また、憲章第 15 条違反の判断の定式として、「憲章第 15 条に基づく差別の主張を判断するよう求められた裁判所は、以下の 3 つの明白な問い合わせべきである。」と述べて、下記(A)から(C)までの 3 つを挙げた（下線部筆者）。

- (A) 異議を唱えられた法は、(a)個人の特徴 (personal characteristics) に基づいて原告と他者とを形式的に差別しているか、又は、(b)原告のカナダ社会における不利な地位を斟酌せず、個人の特徴に基づく原告と他者との間の実質的に差別的な取扱いの結果になっているか？
- (B) 原告は、列挙されたかそれに類似する根拠に基づいて異なる取扱いの対象となっているか？
- (C) その異なる取扱いは、想定されたグループや個人の特徴に画一的に適用するか、その個人が、等しく配慮され、尊敬され、尊重されるに値する人として、又はカナダ社会の一員として、能力や価値が少ないという観点を永続させたり促進させたりする方法で、原告に負担を課したり給付を与えなかつたりすることによって差別されているか？」

憲章第 15 条について初めてカナダの最高裁判所が判断を行ったのは、1989 年のアンドリュー事件判決 (*Andrews v. Law Society of British Columbia*(1989), [1989]1 S.C.R. 143.) だとされる [Hogg2007,p.623.]。同事件判決後、憲章第 15 条が差別を禁止していること、(ここに言う) 差別は、憲章第 15 条で掲げられたかそれに類似する個人の特徴 (the individual's possession of a characteristic) を理由として、個人に（負担を課したり、給付を拒んだりする）不利を課すことを含むことが明白になったとされる [*Ibid.*]。その後、1999 年にロ一对カナダ事件判決 ([1999]1 S.C.R. 497.) が出され、同判決が、アンドリュー事件判決に替わって憲章第 15 条のリーディングケースになったとされる [*Ibid.*,pp.629-630.]。ロ一对カナダ事件判決で示された憲章第 15 条の判断の定式は、以下のとおりである [*Ibid.*,p.629.]。

- (1) 憲章第 15 条は、同条で掲げられたかそれに類似する理由に基づく立法上の差別にのみ適用される。
- (2) 憲章第 15 条の差別は、同条で掲げられたかそれに類似する理由に基づく、差別に付加的な要素を含む。
- (3) その付加的な要素は、“人間の尊厳 (human dignity)” の侵害である。

アリブハイ事件判決が判示した、憲章第 15 条違反の判断の定式は、ロ一对カナダ事件判決の定式に沿うものだと考えられるが、(A)と(C)で繰り返し個人の特徴に言及した点は、アンドリュー事件判決の定式も考慮したものだと思われる。

(2) 日本への示唆と今後の検討課題

税制を通じて行われる、高所得者を対象にした事実上の給付制限と言えるカナダの OAS へのクローバック制度適用をめぐる主な裁判例で訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章（1982 年憲法法第 1 章）第 15 条第 1 項、同第 7 条、カナダ権利章典第 1(a)条の 3 つであり、違憲・違法ではないという結論に至っている。

わが国では、税方式のデメリットの 1 つとして、「負担と給付の関係が曖昧となり、また財政状況によっては給付の権利性が脅かされることもある。」ということが挙げられている〔社会保障国民会議 2008a, p.13.〕。日本の基礎年金が税方式になり、給付制限が付されたら、法的にどのようなことが問題になるだろうか。給付制限の方法としては、国民年金法で直接行う方法と、所得税法によって行う方法とが考えられ、また、対象者の範囲をどのように設定するかについてもいろいろな場合が考えられるので、一律に論じることはできないと思われる。しかし、わが国では、日本国憲法第 14 条の法の下の平等のほか、生存権と国の国民生活向上義務について規定した同第 25 条、財産権について規定した同第 29 条が問題になるものと思われる。

まず、日本国憲法第 25 条との関係についてであるが、カナダのように、全年金受給者のうち所得の高い 5% の者に適用されるような給付制限の場合には、第 1 項の生存権ではなく、第 2 項の国の国民生活向上義務の方が問題になると思われる。最高裁判所は、「憲法二五条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である」

〔堀木訴訟最高裁判決・最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁〕と判示しており、給付制限を受ける対象者の範囲や、給付制限の程度が「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえない」ように設定された場合などを除き、高所得者に対する給付制限が同条を根拠に違憲とされる可能性は低いのではないかと考える。

次に、日本国憲法第 14 条第 1 項が問題にされる場合には、「当該別異取り扱いが合理的であるか否か」〔樋口・佐藤・中村・浦部 1994, p.323.〕によって判断されることになると思われる。最高裁判所は、「憲法二五条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、別に所論指摘の憲法一四条及び一三条違反の問題を生じることは否定しえない」と判示している〔前掲堀木訴訟最高裁判決〕。カナダと異なり、わが国の場合、「所得水準」による区別だから平等条項の問題にはならないということにはならないだろう。

日本国憲法第 29 条について、最高裁判所は、「法律でいつたん (々) 定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らか」であり、「変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いつたん (々) 定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである。」と判示している〔最大判昭和 53 年 7 月 12 日民集 32 卷 5 号 946 頁〕。同判決の判断枠組みは、平成 13 年の農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問趣意書に対する政府答弁書でも採用されていたことが紹介されている〔菊池 2002, pp.78-79.〕。基礎年金が税方式になり、給付制限が付された場合に日本国憲法第 29 条との関係で問題になるのは、「変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうか」であり、①財産権の性質、②内容を変更す

る程度、③変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかの 3 点によって判断されることになると思われる。

先に述べた農業年金制度の財産権としての性質については、「老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源をもっぱら国庫助成でまかなっているもの」だと述べられており〔菊池 2002,pp.78-79.〕、財源が「もっぱら国庫助成」でまかれていたか否かが、判断要素の 1 つになっている。本稿で最初に検討したランセイ事件判決は、「OAS 法は、拠出制の年金制度 (a contributory pension plan) ではなく、そして、所得税法第 180.2 条第 1 項に基づいて税負担が生じる標準は、年齢ではなく、所得水準であるので、当該規定は、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項の問題にはならない。」と判示した（下線部筆者）。ランセイ事件判決は、OAS が拠出制の年金だったなら、憲章第 15 条第 1 項の問題になり得ることを伺わせるものではあるが、同判決だけからは、OAS が拠出性の年金だったら所得による事実上の給付制源を行うことが困難だったとまでは言えないだろう。筆者は当初、OAS へのクローバック制度適用をめぐる裁判例を検討することにより、OAS の給付の権利性に関する判示が見いだせるのではないかと考えていたが、クローバック制度に関するカナダの主な裁判例からは、この点について明らかにすることはできなかった。カナダの公的年金制度の 2 階部分²³と、3 階部分の企業年金・個人年金は、拠出制の年金制度である²⁴。今後、カナダの拠出制年金の特質について述べた裁判例をいくつか読み、カナダの裁判例では、拠出性かどうかによって給付の権利性についての判示に差異が生じるのか否かについて検討したい。

以上

²³ カナダ年金制度 (Canada Pension Plan.以下、「CPP」という。) とケベック年金制度 (Québec Pension Plan.以下、「QPP」という。)。 CPP と QPP は、退職したカナダの労働者やその家族等の従前の一定程度の生活水準の維持のため、1966 年 1 月 1 日に導入された。

²⁴ CPP と QPP は、1987 年から 2003 年まで、保険料率が段階的に引き上げられたが、1966 年の制度導入から現在に至るまでの間に、CPP と QPP の受給者の全部又は一部の給付制限や給付削減になるような制度改革が行われた形跡はない。

参考文献

- 尾澤恵（2008a）「カナダの年金制度の構造」『月刊企業年金』第27巻第9号、34-38頁。
- 尾澤恵（2008b）「カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆」『海外社会保障研究』163号、80-97頁。
- 菊池馨実(2002)「既裁定年金の引下げをめぐる一考察－法的側面からの検討－」『年金と経済』21巻4号、76-84頁。
- 厚生労働省社会保障審議会年金部会（2008）「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0711-6.html> (Last access 2008.9.30.)
- 社会保障国民会議（2008a）「第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））中間とりまとめ」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukuminkaigi/chukan/siryou_3.pdf (Last access 2008.9.12.)
- 社会保障国民会議（2008b）「社会保障国民会議 最終報告（平成20年11月4日）」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukuminkaigi/saishu.html> (Last access 2008.11.6.)
- 中村英「カナダ」初宿正典・辻村みよ子編(2006)『新解説世界憲法集』三省堂、pp.79-108。
- 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂(1994)『憲法I』青林書院。
- Battle, K., Tamagno, E.(2007), *Public Pensions in a Development Context*, United Nations Research Institute for Social Development, Social Policy and Development Programme Paper No.31.
- Canada Revenue Agency(2007), *General Income Tax and Benefit Guide-2007*.
<http://www.cra-arc.gc.ca/formspubs/t1gnrl/menu-eng.html> (Last access 2008.11.6.)
- Dewetering, J.(1990), *The Old Age Security Fund*, Parliamentary Research, MR-58E.
<http://dsp-psd.tpsgc.gc.ca/Collection-R/LoPBdP/MR/mr58-e.htm>
- Gorman, F.B.(2001), *Canadian Income Taxation, Policy and Practice, Second Edition*, Carswell.
- Hogg, P.W.(2007), *Constitutional Law of Canada, Fifth Edition*, Thomson Canada Limited.
- Hogg, P.W., Magee, J.E., Li, J.(2007), *Principles of Canadian Income Tax Law, 6th Edition*, Thomson Canada Limited.
- Revenue Canada(1989), *General Tax Guide and Return 1989*.
<http://www.cra-arc.gc.ca/formspubs/prioryear/t1/1989/menu-e.html> (Last access 2008.11.6.)
- Statistics Canada.(2003), *Canada's Retirement Income Programs : A Statistical Overview(1990-2000)*, no.74-507-XIE.

裁判例1. ユ工事件判決 (*Huet v. Ministre du Revenu national* (1994), 85 F.T.R. 171)

[事実の概要]

ケベック州ゴスペの漁師であった原告らは、1981年1月に漁船を売却した。原告らは、1981年春頃、会計士の助言に従って、控除を受ける目的で、漁船の売却益で、生命保険会社から income averaging annuity contract (以下、「IAAC」という。) を購入することにしたが、実際の購入は、1982年初めまで待つことにした (購入時期を延ばした理由は不明)。

1981年11月12日、1982課税年度からIAAC購入の個人控除を廃止する内容を含む、財務大臣の予算演説が行われ、予算書が公表された。同内容を含む所得税法改正法 (S.C.1980-81-82-83, c.140) は、1983年3月30日に成立した。

原告らは、1982年2月はじめ頃、IAACを購入し、1981課税年度から1985課税年度まで控除を受けたが、1985年11月29日に、1981課税年度の控除が認められない旨の通知を受けた。カナダ歳入庁長官は、1986年5月14日の再裁定では、原告らの1981課税年度から1984課税年度までの控除を、1986年6月20日の裁定では、1985課税年度の控除を認めない裁定を行った。

原告らは、①1983年3月30日の法律と、これらの裁定は、所得税法改正法を60ヶ月越して適用することによって原告らの控除を受ける権利を奪い、権利および自由に関するカナダ憲章 (1982年憲法法第1章。以下、「憲章」という。) 第7条²⁵によって保護される自由および身体の安全の権利を侵害した、②これらの裁定と、それらが根拠とした制定法の権限は、カナダ権利章典 (Canadian Bill of Rights. 1960, c.44) (以下、「章典」という。) 第1(a)条²⁶によって保護される財産を享受する権利を侵害した、などと主張して提訴した。1990年2月12日、カナダ租税裁判所は原告らの訴えを退け、原告らは、カナダ連邦裁判所審理部に控訴した。カナダ連邦裁判所審理部は、1994年6月30日、控訴を棄却した。

[理由]

①権利および自由に関するカナダ憲章第7条違反について

(要旨) 憲章第7条は、「財産の概念によって一般的にカバーされる経済的権利を保護しない」。「憲章第7条によって保護される自由および身体の安全の権利を侵害した」とする原告の主張は「受け入れることができない。」

[20] 遷及的な予算立法措置を課すカナダの連邦議会の権限については、疑いがないように思われる。憲章が施行されるより前に、そうした問題について裁判所が課していた唯一の要求は、意図された遷及効が、明白であらねばならないということだった [*Gustavson Drilling(1964) Ltd. v. Minister of National Revenue*, [1977] 1 S.C.R. 271]。

[22] ガスタブソン事件判決以降、カナダ裁判所は、いくつかの事案でそうした立法措置の適

²⁵ 権利および自由に関するカナダ憲章 (1982年憲法法第1章) 第7条

[生命、自由および身体の安全の権利] 何人も、生命、自由および身体の安全の権利を有するのであって、根本的正義の原理によらなければ、その権利を奪われない。

²⁶ カナダ権利章典第1(a)条

1.人種、出自、肌の色、宗教、性別の理由による差別なく、以下の権利と基本的自由をカナダにおいて享受し、享受し続けるだろうということを承認し、宣言する。

(a)個人の生命、自由、身体の安全および財産を享受する権利と、それらを法の適正手続きによる場合を除き奪われない権利。

法性を確認してきた〔*Air Canada and Pacific Western Airlines Ltd. v. British Columbia* [1989] 1 S.C.R. 1161〕。

- [25] 憲章が施行されても、裁判所は、ガスタブソン事件判決やエア・カナダ事件判決におけるカナダ最高裁判所の判断に忠実に従ってきた。
- [28] 最高裁判所にも連邦控訴裁判所にも、遡及的な税立法措置に関する憲章、特に憲章第7条の効力について判示したものはない。
- [29] 税を含まないが、最近の事案では、ケベック州控訴裁判所が、エア・カナダ事件判決に依拠して、憲章第7条は、国民議会が遡及的な立法の施行することを妨げないと判示した。
- [30] さらに、イルウィンおもちゃ会社事件判決〔*Irwin Toy Ltd. v. Québec*, [1989] 1 S.C.R. 927〕以降、憲章第7条が、財産の概念によって一般的にカバーされる経済的権利を保護しないということが明確に確立している。一見したところ、それは、税の問題で問題になる権利である。理論上は、経済的権利が非常に深刻に影響を受け、人の身体の安全を危険にさらすような（例えば、生存のために必要不可欠な最低限のものを奪うような）立法措置は、憲章第7条の保護を生じさせ得るだろうが、そうした効力を確立する証拠は、提示されていない。だから私は、この点に関する原告の主張を受け入れることができない。

②カナダ権利章典第1(a)条違反について

(要旨) 「課税問題の予算過程の必要性は、何年にもわたって確立されてきており、問うまでもなく、「裁判所による干渉の権限はない」。「ここで問題にされていることは」、「司法的な判断を越えた、正当な権限の特別な行使の方法である」。章典第1(a)条によって保護される財産を享受する権利を侵害した」という「議論も、棄却されなければならない。」

- [31] 章典第1(a)条に基づく議論も、棄却されなければならない。同条は、財産を享受する個人の権利と、その権利が法の適正手続きによる場合を除き奪われないということをとりわけ規定している。この条文は、ほぼ35年間にわたってカナダ憲法の一部となってきたにもかかわらず、裁判所が遡及的な税規定の適用を拒む法的根拠としてその権利を取り扱った事案を私は知らない。この分野の最高裁判所の判例について、少なくとも原則として、遡及的な税立法規定は、章典第1(a)条に言う意味での法の適正手続き違反を生じさせないということで落ち着いているように思われる。
- [32] この事件の根源にある遡及の種類を特定することもまた、この点に関して重要である。税立法の遡及を扱っている非常に有益な論文で、Douglas Sherbaniuk氏は、この分野で立法者に用いられる遡及的な立法措置を2つのカテゴリーに分類している(Douglas J. Sherbaniuk, Q.C., *Retrospectivity In Canadian Tax Legislation*, 1983 Conference report, Toronto, Canadian Tax Foundation, 727)。同論文の728頁で、彼は次のように述べている。

“遡及は、2つの時間関係に分類できる。第1は、適用され得る法律が変わるべきだということの何らかの発表に先立つ日に効力を生じる立法に関するものである。それは、提案された変化の何らかの予告より前に完成した処置に新たな法的権利と義務を付与

する。第2は、変化の発表の日、通常は予算演説の日に効力を生じる立法に関するもので、変化の発表の日と施行日の間に完成した処置に新しい結果を付与するものである。このタイプの遡及は、議会政治制度を持つ各国ではしばしば行われる。”

- [33] 私達が問題にしている規定は、第2のカテゴリーのものである。それは、効力を持たねばならないときにその遡及が発表され、知らされるという第1のタイプと区別できる。第1のタイプの立法措置に内在する根本的に不公平な側面は、存在しない。そうした立法の効力は、それが効力を持つだろうと思われる時点から関係する人達に知らされる。
- [34] 本件において原告が陥った混乱は、大部分、原告自身又は原告の相談相手の無謀さによるものである。訴えにある被害は、法が適用される過程から生じたものではなく、むしろ年金を購入し、その購入代金を控除しようとした原告の決定による。
- [37] 予算演説と法の施行の間の期間が長ければ長いほど、その過程は、法の支配をむしばむように思われる。現行法は、この点が明らかではなく、将来の法は広範に不確定な条件でのみ知られているのであるが、事実上放棄される。この過程が、法を除去する事実上の効力を持ち、特に長期間待つ場合には法の支配を深刻にむしばみ得ることは、明白である。
- [38] しかしながら、私は、憲章が、裁判所が予算過程を妨げることを認めていたとは思わない。第2次ターナー事件判決(*Turner v. Canada*(No.2)(1992), 149 N.R. 218(F.C.A.))で、連邦控訴裁判所は、予算過程に違反があつてさえ、憲章や章典に基づく異議申立てを支持することはできないと判断した。
- [39] 一見したところでは、予算過程が法の支配の原則を徐々に害するようであるなら、予算過程が発生させる法的不確実性を最小限にする責任があるのは、議会である。
- [40] 予算過程は、立法措置が公表された時点では法的効力を持たないが、それにもかかわらずそれは、法的根拠を持っている。この法的根拠は、1867年憲法法の前文に見出される。その前文は、カナダに、“連合王国の憲法と同じ原理の憲法”を確立する目的を表明している。その前文は、議会政府が保護されるだろうことを憲法的に保証している。その保証から生まれる議会の権限の中に、議会だけが国内の手続きを決定する権限を有するとする権限がある。これは必然的に、どの法律が公表され、提案され、施行されるかの手続きを含む。1906年頃、イギリス控訴裁判所は、課税に使われる予算過程を、適切で、必要で、イギリス議会の伝統を持つ諸国に踏襲される一般的なものだと認めた。予算過程と、議会で表明する方法は、それゆえ、議会の権限の枠内にある。
- [44] 法の支配の原則の観点から、議会は、こうしたことが、下院が適切に機能するために必要不可欠であると考えられる議会の権限の枠内にあっても、自身の法の適用と、法的除去の結果が引き起こすことについて不確実性を生むことはできない。この点について、原告側弁護人は、原則として、予算過程と、特に、大臣の予算演説の日に法が適用される慣行の必要性を認識していた。
- [45] 他方で、原告側弁護人は、予算演説と法の施行の間の期間の遅延について述べた。原告によれば、この期間は、下院が適切に機能するのに必要とされる期間を大幅に超えている。
- [46] 不幸にもこれが法の支配の原則の深刻な侵害であると考えられる事案だったとしても、

それが裁判所に立法過程に介入する権限を与えることになるとは考えられない。議会が自身の立法の施行を甚だしく遅らせることがあるなら、法の支配の原則とは関係なく、裁判所が介入することは可能であるべきである。しかしながら、多数意見にあるように、最高裁判所は、議会の権限の限界と、そこに介入する裁判所の権限の限界を、次のように述べている。

“すでに述べたように、ストックデール事件判決 (*Stockdale v. Hansard*) がリーディングケースである。そこで裁判所は、当該問題が”直接的 “というよりは”偶然に “裁判所にあるにすぎない権限を含む問題の承認を行うだろうという議論を斥けた。裁判所は、権限を有する問題を判断する義務があるが、この決定は、議会の管轄権を除いたものについて承認するものでなければならないということを、当該裁判所は維持した。この管轄権の要素は、何が立法主体の権限である必要があるかによって決められる。必要性の原則は、特定の主張された権限だけでなく、そうした権限に判決を下し、適用する権限も含むだろう。裁判所が妥当な権限の特別の行使の意味を検証し、これらの行使のいくつかは妥当ではなかったとしたら、裁判所は、問題の権限が、立法主体の唯一の管轄権の中にあるということを認めてきた後で、立法主体の管轄権を取ることになるだろう。裁判所が検証する唯一の分野は、初期段階の法的レベルでのことである。それは、立法能力が機能するために必要な権限の一つを要求する権限であろうか？必要な権限の特別な行使は、検証されることができない…。”

[47] 課税問題の予算過程の必要性は、何年にもわたって確立されてきており、問うまでもない。それは、議会の権限を奪い、それ自体、裁判所による干渉の権限はない。ここで問題にされていることは、最高裁判所の多数意見に従えば、司法的な判断を越えた、正当な権限の特別な行使の方法である。

[48] これらの理由により、控訴は、訴訟費用とともに棄却される。

表1 OAS等へのクローバック制度適用をめぐる主な裁判例

裁判例の名称	判決年	訴えの根拠規定	主要判示
ランセイ事件判決	1993	・カナダ憲章（1982年憲法法第1章。以下、「憲章」という。）第15条第1項 ²⁷	「OASは、拠出性の年金制度ではなく、所得税法第180.2(1)条に基づく納税義務の基準は所得水準であり、年齢ではないので、当該規定は、憲章第15条第1項の問題にはならない。」
スペンス事件判決	1994	・所得税法第I.2章	「クローバック税は、受給され、所得に含まれた純家族手当の最高額を限度として、基準額を超えた個人所得の15%の割合で緩やかに機能する。それゆえ税率は、原告が主張したように70%ではない。」
		・憲章第15条第1項（平等な給付の権利）	「判断されるべき第1の問題は、所得税法第180.2(1)条が、原告と他者を“個人の特徴”に基づいて…“差別”しているかどうかである。」「所得税法は、家族の状態に基づいて異なる税の賦課を行っていない。」「所得税法第I.2章は、「所得水準に基づいて納税者を区別している。」「所得税法第I.2章で行われた差別は、個人の特徴に基づく差別ではない。」それは、憲章第15条第1項の問題にはならない、経済的理由に基づく差別である」（トムソン事件判決を引用）。」
アリブハイ事件判決	2005	・憲章第15条第1項（平等の権利）	所得税法「第180.2条は、納税者の純所得の基準にのみ基づいて、納税者の差別を行っている。所得が多くなるほど、納税者が保持する純OAS給付額は少なくなる。その基準に基づく納税者の差別は、明らかに、憲章第15条の問題ではない。」
		・憲章第7条 ²⁸ （生命、自由および身体の安全の権利）	「憲章第7条に関する原告の主張は、意味がない。原告の福祉が、過剰的な支払いという税の取扱いによって、経済的なことを除いて、脅かされたという証左は、本件において見当たらない。カナダ憲章第7条が純粋に経済的な利益を保護しないということは、確立している。」

²⁷ カナダ憲章（1982年憲法法第1章）第15条第1項

[法の下の平等] (1)すべて個人は、法の前および法の下に平等であり、とりわけ、人種、出身国もしくは出身民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢または精神的もしくは肉体的障害により差別されることなく、法による同様の保護および利益を受ける権利を有する。

²⁸ カナダ憲章（1982年憲法法第1章）第7条

[生命、自由および身体の安全の権利] 何人も、生命、自由および身体の安全の権利を有するのであって、根本的正義の原理によらなければ、その権利を奪われない。

		・カナダ権利章典（以下、「章典」という。）第1(a)条 ²⁹ （財産を享受する権利）	「彼女は、2003年の他の所得が90,000ドルより多かったので、この社会給付立法によって提供された財政的支援を必要としなかった」。
キーリング事件判決	2006	・章典第1(a)条（財産の保護）	「章典（1960, c.44）第1(a)条は、明白な立法の議決による所有権取り上げ（the expropriation）に対して保護を行わない。」「章典（1960, c.44）第1(a)条は、それが可決された1960年に存在した権利だけを保護する。」「所得税法第180.2条は明白であり、所得税法第I.2章は、正しく裁定されている。」

²⁹ カナダ権利章典第1(a)条

1.人種、出自、肌の色、宗教、性別の理由による差別なく、以下の権利と基本的自由をカナダにおいて享受し、享受し続けるだろうということを承認し、宣言する。
 (a)個人の生命、自由、身体の安全および財産を享受する権利と、それらを法の適正手続きによる場合を除き奪われない権利。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「中国における所得格差の動向と年金制度の役割」

研究代表者 金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部部長

研究協力者 雍 偉 横浜市立大学大学院国際総合科学研究所博士課程

研究要旨

中国経済は、「改革開放」政策の実行以後、90年代以降、社会主義市場経済を発展させるための経済政策や社会政策等によって、急成長を遂げた。しかし、経済成長に伴う地域格差の広がりは、労働移動によって緩和されるという市場経済の予定調和的な考え方では対処できない影響を経済社会の様々な面で及ぼし始めている。同時に、1990年代以降の少子高齢化の進展により、高齢者の所得保障の必要性も高まっている。各省の年金基金の運営は基本的には独立であるが、財政収支が赤字化する可能性のある場合には中央政府からの財政支援が受けられる。したがって、格差は正に関心が寄せられている今日、年金制度の所得再分配効果の実態を把握し、これを支える財政調整について考察することは、重要な課題である。

本研究では、1990年代以降の年金改革の展開と現行制度について概観して上で、年金制度の効果に関する先行研究をサーベイし、所得格差の観点からの研究は必ずしも十分ではないことを示す。そして、データが利用可能な11市・省を対象に中国の所得格差の実態を市・省別のジニ係数を時系列的に推計することにより明らかにし、こうした所得格差の是正に年金制度が役立っているかどうかを実証分析する。

A. 研究目的

中国経済は、「改革開放」政策の実行以後、90年代以降、社会主義市場経済を発展させるための経済・社会政策等によって急成長を遂げた。しかし、経済成長に伴う地域格差は、労働移動によって緩和されるという市場経済の予定調和的な考え方では対処できない影響を及ぼし始めている。同時に、1990年代以降の少子高齢化の進展により、高齢者の所得保障の必要性も高まっている。

本研究では、このような問題意識に従い、

1990年代以降の年金改革の展開と現行制度について概観して上で、年金制度の効果に関する先行研究をサーベイし、所得格差の観点からの研究は必ずしも十分ではないことを示す。そして、データが利用可能な11市・省を対象に中国の所得格差の実態を市・省別のジニ係数を時系列的に推計することにより示し、こうした所得格差の是正に年金制度が役立っているかどうかを実証分析する。

B. 研究方法

1990年代以降の年金改革と現行制度を概観して上で、年金制度の効果に関する先行研究をサーベイし、所得格差の観点からの研究は必ずしも十分ではないことを明らかにする。そして、中国社会労働部『社会保障統計年鑑』によりデータが利用可能な11市・省を対象に中国の所得格差の実態を市・省別のジニ係数を時系列的に推計することにより明らかにし、こうした所得格差のは正に年金制度が役立っているかどうかを、固定効果モデルなどを用いた回帰分析により実証分析する。

C. 研究結果

上記の市・省別データを用いて、公的所得移転のない場合の家計収入、所得移転のある場合の家計収入それぞれのジニ係数を推計し、これらの推計を用いて所得移転によるジニ係数の改善率を推計した。その結果、江蘇、黒龍江、山東、海南、陝西、安徽は所得移転によるジニ係数の改善は見られないのに対して、北京、廣西、廣東、江西、福建は所得移転によるジニ係数の改善が見られる。2006年山東、陝西、安徽3省以外、ほかの8省の所得移転によるジニ係数の改善度はよくなつた。この結果から、年金制度の整備・拡充は所得再分配の効果を發揮し始めていることが分かった。

D. 考察

ジニ係数の改善要素に関する回帰分析によ

れば、各省高齢者1人あたり年金、GDPの成長率、各省社会保障への支出/GDP、各省の失業率は、ジニ係数の改善度と相関関係があることが分かるが、各省の社会保障への支持度、各省の一人当たり社会保障への支出は被説明変数との因果関係は弱いと考えられる。

E. 結論

市・省別の所得格差は相違するが、ジニ係数の改善度を指標として所得格差のは正を図るとすれば、各省は、年金給付の増加、各省の経済活動に対する社会保障の役割・重要度を示す各省社会保障支出割合の増加、失業率の低下を政策的に実施することによって、ジニ係数は低下し、不平等を正すことができると考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1.論文発表 なし

2.学会発表

平成20年度比較経済制度学会(横浜国立大学、2008年9月18日)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得 なし

2.実用新案登録 なし

3.その他 なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

中国における所得格差の動向と年金制度の役割*

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部部長）

雍 煊（横浜市立大学大学院国際総合科学研究科博士課程）

1. はじめに

中国経済は、「改革開放」政策の実行以後、90年代から今日に至る社会主義市場経済を発展させるための経済政策や社会政策等によって、急成長を遂げた。しかし、経済成長に伴う地域格差の広がりは、労働移動によって緩和されるという市場経済の予定調和的な考え方では対処できない影響を経済社会の様々な面で及ぼし始めている。同時に、1990年代以降の少子高齢化の進展により、高齢者の所得保障の必要性も高まっている。

このような状況のもと、中国では、経済発展と社会保障とのバランスの重要性が認識され、そのためにも社会保障制度発祥の地である欧米諸国のみならずこれを経済成長過程で社会保障の全国民に普及させた経験のある日本や韓国などからも学ぼうとする機運が高まっている（鄭功成）¹。日本と韓国は、経済成長過程で高齢化が始まり、しかも欧米諸国よりそれが速いテンポで進む少子高齢化に対処する社会保障制度の整備が必要となったことは、現在の中国が直面する政策課題と共通する点である。少子高齢化のもとで格差を是正するためには、高齢者の所得保障、とくにその中心的な役割を果たす年金制度の実態と効果を把握することは重要な研究テーマである。

中国の都市部を対象とする年金制度は、1997年の年金制度改革により、1998年から2005年・年金改革までの間は、制度の枠組みについては国家的統一をするが省ごとに年金制度施行と実施の具体策については自主的決定権を認める特徴があった。その結果、中央政府は年金改革の方針を定めたが、各省の実情に応じて中央政府の方針に基づくものの実施可能な範囲で年金制度の整備・運営に努めた。例えば、保険制度の根幹である保険料率の設定については、各省は経済社会的な理由で、各省独自に保険料を設定することができた。これに対して、2005年の年金改革以降は、賃金に対する年金保険料の比率（保険料率）、給付率は全ての省で共通とすることとされ、2006年では個人は8%、企業は20%である。

このように発展してきた中国の都市部対象の年金制度であるが、各省の年金基金の運営

* 本研究は、平成20年度比較経済制度学会（於・横浜国立大学）において報告したものに、年金制度の展開を加えて改訂したものである。この報告に当たり青山学院大学の中兼和津次教授、横浜国立大学の木崎翠教授より有益なコメントをしていただいた。記してお礼申し上げたい。本稿における見解と今後改善すべき点はすべて筆者の責任であることを、付記しておきたい。

¹ 鄭功成(2007)「中国社会保障制度の変遷と発展—国家—単位制から国家—社会保障制—」広井良典編著『中国の社会保障改革と日本』(ミネルヴァ書房) 所収

は基本的には独立であるが、財政収支が赤字化する可能性のある場合には中央政府からの財政支援が受けられる仕組みとなっている（『企業の統一した労働者・職員基本養老年金保険制度を確立することに関する決定』 国務院 1997年頒布）。したがって、格差是正に関心が寄せられている今日、中国の社会保障、とくに年金制度の所得再分配効果の実態を把握し、これを財政的に支える財政調整の役割について考察することは、重要な課題である。

本研究では、1990年代以降の年金改革の展開と現行制度について概観して上で、年金制度の効果に関する先行研究をサーベイし、所得格差の観点からの研究は必ずしも十分ではないことを明らかにする。そして、データが利用可能な11市・省を対象に中国の所得格差の実態を市・省別のジニ係数を時系列的に推計することにより明らかにし、こうした所得格差の是正に年金制度が役立っているかどうかを実証分析する。

2. 中国の年金制度－1990年代以降の展開と現行制度－

年金制度について、1991、95、97、05年4回の年金改革によって、中国公的年金制度は従来賦課方式年金制度から、個人勘定をもつ部分積立方式の社会保険の年金制度へ移行するようになった。

保険料は国あるいは企業が一手に引き受けるのではなく、国家・企業・個人の3者で負担する。1986年国務院は『国営企業において労働契約制を実行する暫定規定』を打ち上げ、年金制度について、保険料を企業・個人・国の3者が負担する、いわゆる3者負担制が初めて採用された。国は特恵税収²の方式で優先的に一部の保険料を負担すると定められている。（田多英範 2004 『現代中国の社会保障制度』）1991年国務院は『企業従業員年金制度改革に関する決定』を発布し、保険料は国あるいは企業が一手に引き受けるのではなく、国家・企業・個人の3者で負担すると明確した。ここでの国が保険料への負担については、特恵税収のほかに、各地域年金財政赤字になる場合は保険することに現れる。何（2008）は政府の年金財政への補填は、その場凌ぎの形で行われ、固定化・制度化されていないのであると指摘した。

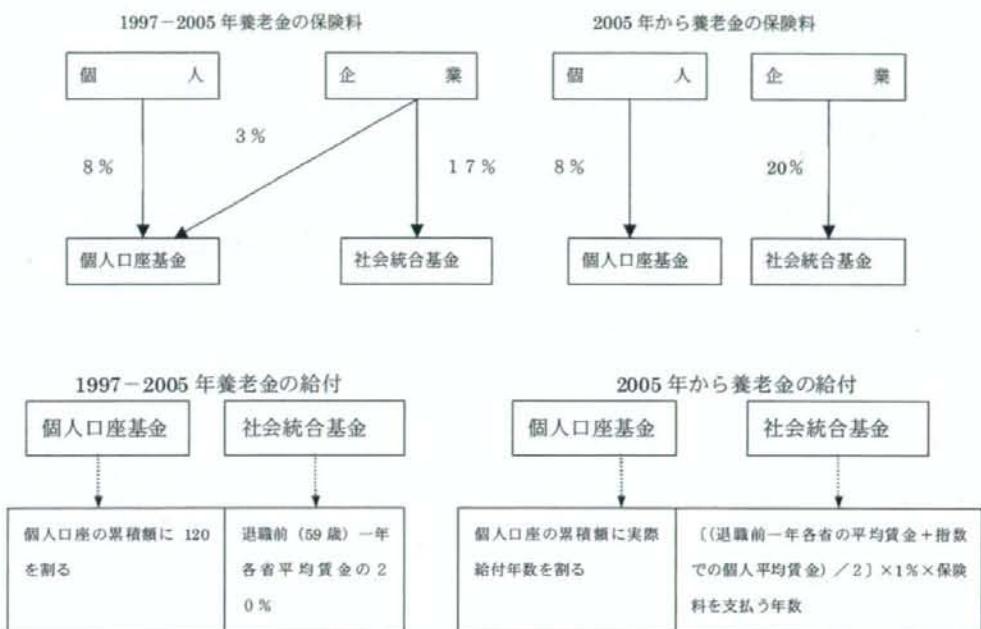
新制度の設計上において国庫負担なしで、すべて保険料で給付財源を賄うようになってきた。すなわち年金給付のすべては新制度の加入する企業と個人の年金保険料で賄うようになってきた。しかし、各地域において年金基金赤字が発生する場合には、国が補填することは現実である。

赤字が出た場合の財政調整の財源については、分税制（政府間の関係）の財政管理体制の実施がなされ、分税制による財政の下で中央政府と地方政府が各々職権区分に従い財政支出を執行している。中央の財政は主に、国家の安全保障、外国資本、国家機関に係る経費、そして国民経済機構の調整、マクロコントロールに係る支出および中央所管事業の発展に係る支出を行い、一方、地方の財政は、地域における地方政府機構の経常的支出、地域経済・社会事業の発展に係る支出を行っている。中央と地方間の財政調整については、

² 中国政府は、所得税の前に、企業が納付する養老保険料を引き出することを明確規定する。実際には国家が利益を譲る方式で社会保険に援助を与えるのである。国家財政は30%の保険料負担をしていることに相当する。

中央から地方への税収返還、資金的援助等の補助など、いわゆる「転移支給」により行われる。

図4. 1997-現在の年金制度



出所：中国社会労働部資料より筆者作成

3. 先行研究

中国の所得保障、とくに年金制度の再分配効果については先行研究が多い。所得格差の地域差についても都市部と農村部との相違は認識されてきたが、各省別の所得格差とそのもとでの年金制度の再分配効果に関する研究は必ずしも十分には行われてきていません。

例えば、データに基づく年金制度の効果分析として、何立新(2004a)は、中国国家統計局が実施した「2002年中国城市住戸調査（中国都市部家計調査）」の個票データを用いて、中国世代間および世代内における年金制度を通じた所得移転額の格差を計量的に推計し、現行年金制度下では、移行期の年金純債務が新制度に加入する若い世代の将来負担として残され、若い世代の加入意欲に影響を与えるものであることを指摘した。また、何立新(2004b)は1995年都市部家計調査のミクロデータを用いて、中国の年金制度の適用対象と給付水準に関する二つの通念——①95・97年の年金改革前は制度のカバー率が高くないため、適用対象拡大により年金財政状況を改善できるということと、②所得代替率が高すぎるので給付水準を引き下げるべきということ——を検証した。

他方、年金制度のモデル分析として、程永宏（2005）は、中国人口の推計データにより、賦課方式である年金制度の下で現役者の年金負担について理論モデルを用いて分析し、高齢化の進展により賦課方式である年金制度は給付危機が起こるかどうかは経済成長率と人口高齢化率の差に依存していることを指摘した。林・丁（2007）は、2005 年養老保険新政を実施する時点に着目した賃金変化のモデルを作り、新政前の養老金の所得代替率と目標所得代替率を比較し、新政前の養老金の所得代替率は目標所得代替率より高いことを明らかにした。張燕（2008）などは、失業保険基本理論モデルを用いて、失業保険の給付固定、逓減支給、また再就職賞金をいれ、最初に逓増し、その後には逓減する三つモデルを提示し、青島市のデータにより具体的な考察を行った。李青雅（2005）は、基礎年金加入率の上昇を妨げる要因を分析し、既存の年金制度の仕組みが適用範囲の拡大、さらには労働市場の構造変化に適しているかどうかを検討した。

地域差を考慮した分析として、李建新・王広州・于学軍・劉鴻雁（2004）（2004）、中国中西部の農村部で実施した標本抽出調査に基づいて、中国中西部の農村における養老観念、養老希望および養老方式について検討し、中国中西部の農村では、家族による扶養がまだ重要な地位を占めていること、したがって中央政府は農村では経済的支援を行うとともに、地域の養老意識に応じた特殊の施策も必要であることを指摘した。また、王梅欣³（2007）は、ライフサイクル仮説を前提に、中国の公的年金が家計貯蓄に与える影響を分析し、90 年代以降の省パネルデータを用いて、家計貯蓄に影響する省別、時間別の影響を考慮しながら、公的年金が家計貯蓄を阻害させたことを明らかにした。ただし、この分析では各省のジニ係数で見た所得格差自体は考慮されていない。

4. 分析の方法

2 節で概観したように、年金制度に関するこれまでの研究では、省別の所得格差は必ずしも明示的には扱われていない。本研究では、ジニ係数で各省の所得格差が把握できるデータが『中国統計年鑑』で時系列的に把握できる中国 11 の省（市）を対象として、省別に見た所得格差のもとで年金制度が再分配効果を発揮しているかどうか、発揮しているとすればそれはどのような経済社会変数によってもたらされているのかを考察する。具体的には、1998 年から 2006 年まで 9 年間のデータを用いて、公的移転あり家計収入のジニ係数と公的移転なし家計収入のジニ係数を推計して各省の所得格差を把握し、さらに省別効果と時間効果を考慮できるパネル分析を用いて年金制度の所得再分配効果を実証分析する。

なお、ジニ係数は次のように定義され、ゼロと 1 の間の値を取る指標であり（0 の場合は完全平等、1 の場合は 1 人のものが所得を独占する完全不平等を示す）、数値が増大するほど所得格差が拡大していると理解することができる。

³「公的年金制度は家計貯蓄を阻害するか——中国の省別パネルデータによる分析」『海外社会保障研究』No.158